

領域警備に関する法整備を求める意見書

昨年9月に発生した尖閣諸島領域侵犯事件について、那覇地検は1月21日、海上保安庁艦船に衝突した中国船船長を不起訴（起訴猶予）処分とした。

この処分は、9月25日にこの船長を「日中関係を考慮する」などとして処分保留で拘留期限前に釈放したことと合わせ、同様の事件が発生した際の悪しき前例を残すこととなった。

我々は、この措置に到底納得することはできず、嚴重に抗議する。

この事件への政府の対応は、わが国の領域警備に対する国民の信頼を大きく損なわせた。

四方を海に囲まれ、世界第6位の排他的経済水域を誇るわが国にとって、豊かな海と6,852からなる島嶼の安全確保は極めて重要である。

よって、国においては、わが国の領土・主権を守る意志を内外に明確にし、国益を守るため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月14日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	枝 野 幸 男 様
沖 縄 及 び 北 方 対 策 担 当 大 臣	枝 野 幸 男 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	玄 葉 光 一 郎 様
法 務 大 臣	江 田 五 月 様
外 務 大 臣	松 本 剛 明 様
国 土 交 通 大 臣	大 畠 章 宏 様
防 衛 大 臣	北 澤 俊 美 様